

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 聴聞

第 1 節 主宰者、代理人等（第 3 条—第 7 条）

第 2 節 聴聞の進行（第 8 条—第 16 条）

第 3 節 聴聞調書等（第 17 条—第 19 条）

第 3 章 弁明の機会の付与（第 20 条—第 24 条）

附則

第 1 章 総則

（適用範囲）

第 1 条 長崎県公安委員会及び警察署長並びに条例等の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された者（以下「行政庁」という。）が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続については、他の条例等に別段の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主宰者 長崎県行政手続条例（平成 7 年長崎県条例第 47 号。以下「手続条例」という。）第 19 条第 1 項の規定により聴聞を主宰する者をいう。
- (2) 当事者 手続条例第 15 条第 1 項又は手続条例第 28 条の規定による通知を受けた者（手続条例第 15 条第 3 項後段（手続条例第 29 条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。
- (3) 関係人 当事者以外の者であって不利益処分 of 根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。
- (4) 参加人 手続条例第 17 条第 1 項の規定により聴聞に関する手続に参加する関係人をいう。

第 2 章 聴聞

第 1 節 主宰者、代理人等

（主宰者の指名）

第 3 条 手続条例第 19 条第 1 項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

- 2 主宰者は、公安委員会の委員又は聴聞を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる警察職員のうちから指名する。
- 3 主宰者が手続条例第 19 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(代理人)

第4条 手続条例第16条第3項（手続条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格の証明は、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当事者又は参加人が代理人に対して当事者又は参加人のために聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した別記様式第1号の代理人資格証明書により行うものとする。

2 手続条例第16条第4項（手続条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第2号の代理人資格喪失届出書により行うものとする。

(参加人)

第5条 手続条例第17条第1項の規定による許可の申請は、聴聞の期日の4日前までに、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した別記様式第3号の参加人許可申請書を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、手続条例第17条第1項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った関係人に対し書面により通知するものとする。

(補佐人)

第6条 手続条例第20条第3項の許可の申請は、聴聞の期日の4日前までに、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した別記様式第4号の補佐人出頭許可申請書を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、手続条例第20条第3項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

3 補佐人は、聴聞の期日において意見の陳述その他必要な補佐をすることができる。

4 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

5 手続条例第22条第2項（手続条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた手続条例第20条第3項の許可に係る事項につき補佐するものについては、新たに同項の許可を得ることを要しないものとする。

(参考人)

第7条 主宰者は、当事者若しくは参加人の申出により又は職権で、適当と認める者に対し、参考人として聴聞の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聴くことができる。

2 前項の申出は、聴聞の期日の4日前までに、聴聞の件名、参考人として聴聞の期日への出頭を求める者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した別記様式第5号の参考人出頭申出書を主宰者に提出することにより行うものとする。

3 主宰者は、前項の申出に係る者に参考人として聴聞の期日への出頭を求める場合には、速やかに、その旨を当該申出を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

第2節 聴聞の進行

(聴聞の通知)

第8条 手続条例第15条第1項の規定による通知は、別記様式第6号の聴聞通知書により行うものとする。

2 手続条例第15条第4項（手続条例第22条第3項（手続条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（手続条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの（聴聞の期日及び場所の変更）

第9条 行政庁は、当事者の申出により又は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

2 前項の申出は、聴聞の期日又は場所の変更を求めるやむを得ない理由を記載した別記様式第7号の変更申出書を行政庁に提出することにより行うものとする。

3 行政庁は、第1項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を別記様式第8号の変更届出書により当事者及び参加人に通知しなければならない。

（文書等の閲覧の手続等）

第10条 手続条例第18条第1項の規定による閲覧の求めは、聴聞の件名及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した別記様式第9号の文書閲覧請求書を行政庁に提出することにより行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 行政庁は、手続条例第18条第1項又は第2項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、当該当事者又は参加人が聴聞の期日における審理に必要な準備を行うことを妨げることがないよう配慮するものとする。

3 手続条例第18条第2項の閲覧の求めがあった場合において、行政庁が当該求めのあった聴聞の期日において閲覧させることができないとき（閲覧を拒否するときを除く。）は、主宰者は、手続条例第22条第1項の規定により当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（証拠書類等の提出を受けた場合の手続）

第11条 主宰者は、手続条例第20条第2項又は手続条例第21条第1項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第10号の提出物目録を作成しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 提出を受けた年月日

(3) 提出をした者の氏名及び住所

(4) 提出を受けた証拠書類等の標目

2 主宰者は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

3 主宰者は、必要がなくなったときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、別記様式第11号の還付請書と引換えに行わなければならない。

(聴聞の審理の公開)

第12条 行政庁は、手続条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めたときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(聴聞の期日における陳述の制限等)

第13条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が聴聞に係る事案の範囲を超えて発言するとき、その他聴聞の期日における審理の適正な進行を図るためにやむを得ないと認めるときは、その発言を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の期日における審理の秩序を維持するために必要があると認めるときは、秩序を乱した者に対し退場を命じ、その他聴聞の期日における審理の秩序を維持するため公安委員会が別に定める措置をとることができる。

(陳述書の提出の方法)

第14条 手続条例第21条第1項の規定による陳述書の提出は、提出をする者の氏名、住所、聴聞の件名及び聴聞に係る事案についての意見を記載した書面により行うものとする。

(聴聞の続行の通知)

第15条 手続条例第22条第2項本文の規定による通知は、別記様式第12号の聴聞続行通知書により行うものとする。

(聴聞の再開の通知)

第16条 手続条例第25条において準用する手続条例第22条第2項本文の規定による通知は、別記様式第12号の聴聞再開通知書により行うものとする。

第3節 聴聞調書等

(聴聞調書)

第17条 手続条例第24条第1項の調書は、別記様式第13号の聴聞調書に次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号、第6号及び第7号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 聴聞の期日及び場所

(3) 主宰者の職名及び氏名

(4) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの代理人、補佐人並びに参考人(法令の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。第8号において同じ。)の氏名及び住所

(5) 当事者（代理人を含む。）が聴聞の期日に出頭しなかった場合には、その氏名及び住所並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無

(6) 説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名

(7) 行政庁の職員の説明の要旨

(8) 当事者及び参加人又はこれらの代理人、補佐人並びに参考人の陳述（陳述書によるものを含む。）の要旨

(9) その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、第11条第1項の提出物目録を添付するほか、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

（聴聞報告書）

第18条 手続条例第24条第3項の報告書は、別記様式第14号の聴聞報告書に次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

(1) 意見

(2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

(3) 理由

（聴聞調書の閲覧）

第19条 手続条例第24条第4項の規定による閲覧の求めは、聴聞の件名及び閲覧をしようとする調書又は報告書の別を記載した別記様式第15号の聴聞調書等閲覧請求書を、聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては行政庁に提出することにより行うものとする。

2 主宰者又は行政庁は、手続条例第24条第4項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定して当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

第3章 弁明の機会の付与

（弁明の通知）

第20条 手続条例第28条の規定による通知は、別記様式第16号の弁明通知書により行うものとする。

（口頭による弁明の聴取）

第21条 行政庁は、弁明を口頭であることを認めたときは、その指名する警察職員に弁明を録取させなければならない。

2 前項の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を弁明者に対し説明しなければならない。

（弁明調書）

第22条 弁明録取者は、当事者が口頭による弁明をしたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第17号の弁明調書を作成し、これに記名押印しなければならない。

(1) 弁明の件名

(2) 弁明の日時及び場所

(3) 弁明録取者の職名及び氏名

(4) 弁明の日時に出席した当事者又は代理人の氏名及び住所

(5) 当事者の弁明の要旨

(6) その他参考となるべき事項

2 第17条第2項の規定は、前項の弁明調書について準用する。

3 弁明録取者は、口頭による弁明の終結後速やかに、第1項の弁明調書を行政庁に提出しなければならない。

(弁明書の不提出の場合における措置)

第23条 行政庁は、手続条例第28条の提出期限までに手続条例第27条第1項の弁明書が提出されない場合、又は手続条例第28条の日時に当事者が出席しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

(準用規定)

第24条 第4条、第11条及び第14条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第4条第1項中「手続条例第16条第3項（手続条例第17条第3項において準用する場合を含む。）」とあるのは「手続条例第29条において準用する手続条例第16条第3項」と、同条第2項中「手続条例第16条第4項（手続条例第17条第3項において準用する場合を含む。）」とあるのは「手続条例第29条において準用する手続条例第16条第4項」と、第11条第1項中「主宰者」とあるのは「行政庁」と、「手続条例第20条第2項又は手続条例第21条第1項」とあるのは「手続条例第27条第2項」と、同条第2項及び第3項中「主宰者」とあるのは「行政庁」と、第14条中「手続条例第21条第1項の規定による陳述書」とあるのは「手続条例第27条第1項の規定による陳述書」とあるのは「手続条例第27条第1項の規定による弁明書」と読み替えるものとする。

2 第9条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、手続条例の施行の日（平成8年4月1日）から施行する。

附 則（令和3年長崎県公安委員会規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和7年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

附 則（令和8年長崎県公安委員会規則第7号）

(施行期日)

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び放置違反金の納

付命令等に関する事務取扱規則の規定は、施行日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

代 理 人 資 格 証 明 書	
年 月 日	
殿	
住所	
氏名	
年 月 日 において行われる聴聞	
弁明通知書（ 年 月 日付け第 号）に係る弁明の機会の付与	
聴聞	
については、下記の者を代理人として選任し、私のために に	
弁明の機会の付与	
関する一切の行為をさせることを委任します。	
記	
聴聞 の件名 弁明	
住 所	
氏 名	

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 2 号（第 4 条、第24条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日

において行われる聴聞

に

弁明通知書（ 年 月 日付け第 号）に係る弁明の機会の付与

については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

聴聞 の件名 弁明	
住 所	
氏 名	

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

別記様式第3号（第5条関係）

参 加 人 許 可 申 請 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

年 月 日 において行われる
聴聞に関する手続きに参加することを申請します。

記

聴 聞 の 件 名	
聴聞に係る不利 益処分につき利 害関係を有する こ と の 疎 明	
連 絡 先	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4号（第6条関係）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

年 月 日に において行われる
聴聞については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

聴聞の件名	
住 所	
氏 名	（ 歳） 職 業
当事者又は参加 人 と の 関 係	
補佐する事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号（第7条関係）

参 考 人 出 頭 申 出 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

年 月 日

において行われる

聴聞については、下記の者を参考人として聴聞の期日に出頭させたいので申し出ます。

記

聴 聞 の 件 名	
住 所	
氏 名	（ 歳） 職 業
陳 述 の 趣 旨	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(表)

聴 聞 通 知 書 殿 第 号 年 月 日 印	
あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。 記	
聴 聞 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
根 拠 と な る 法 令 の 条 項	
不 利 益 処 分 の 原因 となる 事実	
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する 事務を所 掌する組織	名 称 所在地
備考 1 あなたは聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。 2 あなたは聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。 3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別表に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に聴聞に関する一切の手続きをすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 2 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件名、その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出してください。
- 4 あなたが病気その他やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、変更申出書により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

聴聞の 主宰者	職名 氏名 連絡先
聴聞の 公開の有無	

別記様式第 7 号（第 9 条、第24条関係）

聴聞期日・場所		変更申出書
弁明日時・場所		
		年 月 日
殿		
		住 所
		氏 名
年 月 日に		において行われる
聴聞の期日・場所		
については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変		
弁明日時・場所		
更を申し出ます。		
記		
聴聞 の 件 名 弁明		
理 由		

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 不要の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

別記様式第 8 号（第 9 条、第24条関係）

第 号

聴聞期日・場所
弁明日時・場所

変更通知書

年 月 日

殿

印

年 月 日に

において行うこと

としていた

聴聞の期日・場所
弁明の日時・場所

を下記のとおり変更したので通知します。

記

聴 聞 の件名 弁 明		
	変 更 前	変 更 後
聴 聞 の 期 日 弁 明 の 日 時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
聴 聞 の 場 所 弁 明 の 場 所		

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

文 書 閲 覧 請 求 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

年 月 日 において行われる聴
聞に関し、下記の標目に係る資料の閲覧を求めます。

記

聴 聞 の 件 名	
閲覧をしようと する資料の標目	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第10号（第11条関係、第24条関係）

提 出 物 目 録

年 月 日

印

第20条第2項
行政手続法 第21条第1項 の規定により提出者が提出した下記目録の証拠
第27条第2項
書類等を受領した。

記

聴聞 弁明 の件名			
提 出 者	住 所		
	氏 名		
提 出 を 受 け た 年 月 日			
目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取 扱 者	職 名 氏 名 ㊞		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第11号（第11条関係、第24条関係）

還 付 請 書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番号	標 目	数 量	備 考
取 扱 者	職 名	氏 名	印

- 備考 1 「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第12号（第15条関係、第16条関係）

第 号	
続 行 聴 聞 通 知 書 再 開	
年 月 日	
殿	
印	
年 月 日に	
において行った聴	
聞を下記のとおり 続 行 再 開 するので通知します。	
記	
聴聞の件名	
聴聞の期日	年 月 日 時 分から
聴聞の場所	

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第13号（第17条関係）

第 号 聴 聞 調 書 年 月 日 主宰者の職名及び氏名 ⑩	
聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
当事者の住所及び氏名 （代理人・補佐人の住所及び氏名）	
参加人の住所及び氏名 （代理人・補佐人の住所及び氏名）	
参考人の住所及び氏名	
聴聞の期日に出頭しなかった当事者(代理人)の住所及び氏名並びに出頭しなかったことにつき正当な理由があるかどうかの旨	
説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名	

(裏)

行政庁の職員 の説明の要旨	
当事者・参考人・ 代理人・補佐人・ 参考人の陳述の要旨	
その他参考と なるべき事項	

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。
 - 3 不要の欄は、斜線を引くこと。
 - 4 参考人には、法令の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第14号（第18条関係）

第 号 聴 聞 報 告 書 年 月 日 主宰者の職名及び氏名 印 聴聞通知書（ 年 月 日付け第 号）に係る聴聞を終結した のでその結果を報告します。 記	
聴 聞 の 件 名	
意 見	
聴 聞 に 係 る 事 案 に 対 す る 当 事 者 及 び 参 加 人 の 主 張	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第15号（第19条関係）

聴聞調書等閲覧請求書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

年 月 日 において行われた聴聞に関し、下記の種目に係る資料の閲覧を求めます。

記

聴聞の件名	
閲覧をしようとする調書又は報告書の別	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第16号（第20条関係）

（表）

弁 明 通 知 書 殿	第 号 年 月 日 印
あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。	
記	
弁 明 の 件 名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日まで
備 考	
弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりです。	

- 備考
- 1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
 - 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの住所、氏名、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

別記様式第17号（第22条関係）

第 号 弁 明 調 書 年 月 日 弁明録取者の職名及び氏名 印	
弁 明 の 件 名	
弁 明 の 日 時	
弁 明 の 場 所	
当事者の住所及び氏名 （代理人の住所及び氏名）	
当事者の弁明の要旨	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。